

戸籍への氏名の振り仮名記載について

これまで、氏名の振り仮名は戸籍の記載事項ではありませんでしたが、戸籍法の改正に伴い、新たに氏名の振り仮名が記載されることになりましたので報告します。

記

1 氏名の振り仮名の通知

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載することになる氏名の振り仮名をお知らせする通知書（はがき）を送付します。

この通知書は、住所地の市区町村が事務処理上保有している情報等を参考に作成し、住民登録している自治体ではなく、本籍地の自治体から送付します。

※発送時期は市区町村によって異なり、出雲市に本籍がある人は、7月中旬以降に順次発送する予定です。

2 氏名の振り仮名の届出

○通知された振り仮名が正しい場合

届出は不要です。

令和8年5月26日以降、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。なお、早期に戸籍への記載を希望される方は、届出をすることができます。

○通知された振り仮名に誤りがあった場合

必ず届出をしてください（令和7年5月26日～令和8年5月25日）。

届出はオンライン（マイナポータル）や本籍地への郵送のほか、お近くの市区町村窓口で行うことができます。

※氏の振り仮名の届出については原則として戸籍の筆頭者が届出人、名の振り仮名の届出については戸籍に記載されている方それぞれが届出人となります。（ただし、15歳未満の場合は親権者が届出人）

3 市民への周知

広報いずも6月号、市ホームページ、市公式LINEにて周知を行います。

【振り仮名の通知書イメージ（表面）】

料金後納郵便

市区町村管理番号

100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務 太郎 様

郵便用カスタマーバーコード印刷領域

【必ず開封してください】

戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ

この通知に関してご不明な点がありましたら、法務省ホームページ及び本市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。

（法務省HP）

（〇〇市HP）

二次元バーコード

二次元バーコード

矢印からゆっくりはがしてご覧ください

文書番号
令和7年月日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

〇〇県〇〇市長 印

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】	
①	名 太郎
	振り仮名 タロウ
②	名 京 子
	振り仮名 キョウコ
③	名 正
	振り仮名 タダシ
④	名 ゆり
	振り仮名 ユリ
	名の振り仮名の届出が可能な方 ①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。 (「Uni-Voice アプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

【振り仮名の通知書イメージ（裏面）】

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルからオンラインで行うことができます。いつでもスムーズに手続ができますので、ぜひご利用ください。

マイナバーカードをお持ちでマイナポータル利用者登録をされている方は、以下の手順で届出できます。届出の前に、「利用者署名用電子証明書パスワード」と「署名用電子証明書用暗証番号」をご確認ください。

(マイナポータルの操作説明)

郵便はか

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市（以下に記載の担当係宛）までお送りください（郵送費用はお客のご負担となりますので、ご了承ください。）。)

戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。なお、届出をなくとも、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

【当市担当係】
〇〇県〇〇市
〇〇〇〇市役所市民課〇〇係
TEL:123-456-7890

矢印からゆっくりはがしてご確認ください

よくあるお問い合わせ

Q1 届出をなくしても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をなくしても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q2 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いいたします。

Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なるもので届出をすることもできますが、他の行政手続（旅券、年金など）で登録している振り仮名と異なる場合は、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座等の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q4 宛名面に記載している市区町村が違いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当市（宛名面に記載の係）宛てに郵送で届出をすることができますほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。